

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年10月28日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年12月1日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間及び同日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、平成4年11月30日までA社に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給与振込口座の預金通帳及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年6月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る平成4年10月1日付け定時決定の記録が確認できるところ、同年10月28日付けで当該記録が取り消され、同年7月31日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社が平成4年10月に提出した当該事業所の全喪届(写)が提供され、これによると同年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする届出を行っていたことが確認できるが、商業登記簿謄本により、A社は14年12月3日に解散登記をしており、4年7月31日時点において法人格を有することが認められることから、当該事業所が同年7月31日において厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の平成4年6月の記録から22万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人から提出のあった給与振込口座の預金通帳の記載及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が給与振込に使用していた口座の預金通帳の記載からは、申立期間②において、A社により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、C健康保険組合に照会したところ、申立人の健康保険被保険者証は平成4年11月2日に返納されているとの回答が得られた。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年10月28日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期間及び同日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、平成4年11月30日までA社に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年4月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る平成4年10月1日付け定時決定の記録が確認できるところ、同年10月28日付けで当該記録が取り消され、同年6月30日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社が平成4年10月に提出した当該事業所の全喪届(写)が提供され、これによると同年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする届出を行っていたことが確認できるが、商業登記簿謄本により、A社は14年12月3日に解散登記をしており、4年7月31日時点において法人格を有することが認められることから、当該事業所が同年7月31日において厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の平成4年5月の記録から16万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間②において、A社により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、C健康保険組合に照会したところ、申立人の健康保険被保険者証は平成4年11月2日に返納されているとの回答が得られた。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立期間①における資格喪失日に係る記録を訂正し、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年10月28日から同年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については、19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年11月1日まで
③ 平成4年11月1日から同年12月1日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間、同日から同年11月1日までの期間及び同日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、給与明細書を所持しており、勤務していたことに間違いがないので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年6月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る平成4年10月1日付け定時決定の記録が確認できるところ、同年10月28日付けで当該記録が取り消され、同年7月31日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社が平成4年10月に提出した当該事業所の全喪届(写)が提供され、これによると同年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする届出を行っていたことが確認できるが、商業登記簿謄本により、A社は14年12月3日に解散登記をしており、4年7月31日時点において法人格を有することが認められることから、当該事業所が同年7月31日において厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の平成4年6月の記録から19万円とすることが妥当である。

- 2 申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことが確認できるとともに、当該給与明細書により、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日については、平成4年11月1日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人のA社における当該給与明細書に記載された控除保険料額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月分の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は同年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を同年10月28日付けで行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間③においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所の当時の社内連絡文書などから、当時、社会保険料は翌月控除方式であったことが確認できるところ、給与明細書により、平成4年11月分の厚生年金保険料を事業主により給与(平成4年12月支給分)から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成4年10月28日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期間及び同日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、平成4年11月30日までA社に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年4月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る平成4年10月1日付け定時決定の記録が確認できるところ、同年10月28日付けで当該記録が取り消され、同年6月30日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社が平成4年10月に提出した当該事業所の全喪届(写)が提供され、これによると同年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする届出を行っていたことが確認できるが、商業登記簿謄本により、A社は14年12月3日に解散登記をしており、4年7月31日時点において法人格を有することが認められることから、当該事業所が同年7月31日において厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の平成4年5月の記録から19万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が給与振込に使用していた銀行口座の記載内容により、A社から平成4年12月15日まで給与の振込があったことは確認できるものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、C健康保険組合に照会したところ、申立人の健康保険証は平成4年11月2日に返納されているとの回答が得られた。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立期間①における資格喪失日に係る記録を訂正し、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年10月28日から同年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年11月1日まで
③ 平成4年11月1日から同年12月1日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年6月30日から同年10月28日までの期間、同日から同年11月1日までの期間及び同日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、平成4年11月30日までA社に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年4月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る平成4年10月1日付け定時決定の記録が確認できるところ、同年10月28日付けで当該記録が取り消され、同年6月30日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社が平成4年10月に提出した当該事業所の全喪届(写)が提供され、これによると同年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする届出を行っていたことが確認できるが、商業登記簿謄本により、A社は14年12月3日に解散登記をしており、4年7月31日時点において法人格を有することが認められることから、当該事業所が同年7月31日において厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の平成4年5月の記録から16万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたこと、及び同一職種(C職)の同僚が所持している給与明細書から当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日については、平成4年11月1日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、A社が社会保険事務所に届け出た平成4年の定時決定の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月分の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は同年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を同年10月28日付けで行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間③においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所の当時の社内連絡文書などから、当時、社会保険料は翌月控除方式であったことが確認できるところ、同一職種の同僚が所持している給与明細書により、平成4年11月分の厚生年金保険料を事業主により給与(平成4年12月支給分)から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立期間①における資格喪失日に係る記録を訂正し、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年10月28日から同年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年11月1日まで
③ 平成4年11月1日から同年12月1日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間、同日から同年11月1日までの期間及び同日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、平成4年11月30日までA社に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年6月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る平成4年10月1日付け定時決定の記録が確認できるところ、同年10月28日付けで当該記録が取り消され、同年7月31日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社が平成4年10月に提出した当該事業所の全喪届(写)が提供され、これによると同年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする届出を行っていたことが確認できるが、商業登記簿謄本により、A社は14年12月3日に解散登記をしており、4年7月31日時点において法人格を有することが認められることから、当該事業所が同年7月31日において厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の平成4年6月の記録から20万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人から提出のあった給与振込口座の取引明細証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたこと、及び同一職種(C職)の同僚が所持している給与明細書から当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日については、平成4年11月1日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、A社が社会保険事務所に届け出た平成4年の定時決定の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月分の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は同年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を同年10月28日付けで行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人から提出のあった給与振込口座の取引明細証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間③においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所の当時の社内連絡文書などから、当時、社会保険料は翌月控除方式であったことが確認できるところ、同一職種の同僚が所持している給与明細書により、平成4年11月分の厚生年金保険料を事業主により給与(平成4年12月支給分)から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の申立期間①における資格喪失日に係る記録を訂正し、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年10月28日から同年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年11月1日まで
③ 平成4年11月1日から同年12月1日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間、同日から同年11月1日までの期間及び同日から同年12月1日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、平成4年11月30日までA社に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年6月1日から同年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る平成4年10月1日付け定時決定の記録が確認できるところ、同年10月28日付けで当該記録が取り消され、同年7月31日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金に照会したところ、同社が平成4年10月に提出した当該事業所の全喪届(写)が提供され、これによると同年7月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする届出を行っていたことが確認できるが、商業登記簿謄本により、A社は14年12月3日に解散登記をしており、4年7月31日時点において法人格を有することが認められることから、当該事業所が同年7月31日において厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の平成4年6月の記録から20万円にすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたこと、及び同一職種(C職)の同僚が所持している給与明細書から当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日については、平成4年11月1日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、A社が社会保険事務所に届け出た平成4年の定時決定の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月分の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は同年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を同年10月28日付けで行っていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間③においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所の当時の社内連絡文書などから、当時、社会保険料は翌月控除方式であったことが確認できるところ、同一職種の同僚が所持している給与明細書により、平成4年11月分の厚生年金保険料を事業主により給与(平成4年12月支給分)から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月30日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間の資格喪失日が、平成元年3月30日である旨の回答を受けた。

しかし、平成元年3月31日までA社に勤務していたことは間違いなく、当該資格喪失日は同年4月1日であるはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和60年10月1日で、離職日が平成元年3月31日であることが確認できるとともに、申立人から提出されたA社に係る在職証明書により、申立人は、昭和60年4月1日から平成元年3月31日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から、申立人から提出された在職証明書は同社が発行したものに間違いなく、申立人は平成元年3月31日まで在籍していたと考えられる旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、申立人と同じ日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚から提出された、A社に係る平成元年分の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額が4万1,238円であることが確認できるところ、この金額は、当該同僚のおおむね4か月分（昭和63年12月から平成元年3月までの期間）の社会保険料に相当する額であることから判断すると、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤

務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録における申立人の平成元年2月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から、事務手続きを誤っていた旨の回答が得られたことから、事業主は、平成元年3月30日を被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成18年8月16日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年8月16日から同年9月1日まで

ねんきん定期便により、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における平成17年12月9日支払分賞与の年金記録が漏れていることが判明した。賞与明細書に記載されたとおりの賞与額を受け取り、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、賞与の記録を追加してほしい。

また、B社に勤務していた期間のうち、平成18年8月16日から同年9月1日までの期間について被保険者記録が無かった。給与明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、賞与明細書にお

いて確認できる厚生年金保険料控除額から、23 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成 18 年 9 月分の給与明細書により、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 18 年 9 月分及び同年 10 月分の給与明細書により、18 年 9 月に厚生年金保険料率の改定があったにもかかわらず、同年 10 月分の厚生年金保険料から改定後の乗率の保険料が控除されていることなどから判断すると、申立事業所における厚生年金保険料は翌月控除であったことが推認でき、18 年 9 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料は同年 8 月分の保険料であったことが推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の資格取得日について正しい日付を届け出たと主張しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和58年11月1日）及び資格取得日（昭和59年10月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月1日から59年10月16日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和58年9月26日から平成10年6月1日までの期間のうち、申立期間について記録が無いことが判明した。

私は、昭和58年9月に、A社の従業員募集に応募して同年9月26日に入社し、パート従業員として、平成10年6月に退職するまで継続して勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の被保険者期間は、昭和58年9月26日から平成10年5月31日までの期間となっている上、同社において退職時に交付された退職金計算書により、申立人は、当該期間、同社において勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間及びその前後において、所定労働時間は7時間であり、担当職務、勤務形態及び家庭環境においても変動は無かった旨主張しているところ、申立期間当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうちの一人から、「申立人は、当時、継続して同社に勤務し、担当職務、勤務形態等においても変動があった記憶は無い。」旨の回答が得られた。

さらに、A社B工場の総務課に勤務していたとする者から、当時、同社においては、1日7時間以上勤務するパート従業員は厚生年金保険に加入させていた旨の証言が得られた。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様、パート従業員として申立人と同一日に入社したとする者に係る厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間の前後を通じて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者41人は、いずれも被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における厚生年金保険被保険者原票の昭和58年10月及び59年10月の記録により、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年7月から14年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。平成14年5月又は6月頃に、両親がA市区町村役場へ行って保険料を納付してくれた。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月又は6月頃に、両親がA市区町村役場において国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その時点では、申立期間に係る保険料は過年度保険料となり、市区町村役場において納付することはできないことから、申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人は、14年5月又は6月頃に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、当時は、磁気テープに基づく納付書の作成及び発行、並びに収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されるなど記録管理の強化が図られている上、申立期間は基礎年金番号制度の導入以降であることから、申立人の納付記録のみが消失する可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料納付状況を記憶している申立人の母は、平成13年11月頃、A市区町村役場に保険料を納付しに行き、窓口とは別の部屋で男性職員に納付したと主張しているが、納付時期について申立人の記憶と相違がある上、同役場に確認したところ、当時は窓口以外で収納業務を行うことは無く、担当したとする男性職員の在籍事実も確認できないとの回答を得ている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の基礎年金手帳番号が払い出された形跡も明らかでなく、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から53年6月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和49年8月から53年6月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、昭和49年8月頃、私の父が加入手続を行い、A市区町村のB納税組合を通じて、私が保険料を納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和54年3月22日以降と考えられ、申立期間の過半については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、B納税組合を通じて、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続を行ったのは、昭和54年3月以降と考えられ、C市区町村役場に照会したところ、納税組合で納付する場合、同年4月からの納付が一般的であるとの回答を得られたことから、申立期間は過年度となり、納税組合を通じて納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和55年10月16日に、申立期間直後の53年7月から54年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間は時効となっていた。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、当該期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、別の国民年金手帳記

号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年6月から平成3年3月まで
年金事務所に年金加入記録を照会したところ、昭和63年6月から平成3年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。私が20歳の時、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、平成2年の途中までは、私の母が自宅を訪問してくるA市区町村役場の職員に渡すか同市区町村役場で納付していた。その後は自分で、同市区町村役場で毎月1万150円から1万350円くらいを納付していたと記憶している。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳の時、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、平成2年の途中までは、申立人の母が自宅を訪問してくるA市区町村役場の職員に渡すか同市区町村役場で納付し、その後は自分で、同市区町村役場において毎月1万150円から1万350円くらいを納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号払出日から、平成3年4月以降と考えられ、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成2年の途中から3年3月までの国民年金保険料について、月額1万150円から1万350円くらいと記憶しているとしているが、2年4月から3年3月までの国民年金保険料月額（月額8,400円）とは金額が相違している。

さらに、申立人及び申立人の母は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料が過年度納付された事情は見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 7 月 1 日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間について、A社に正社員として勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 53 年 4 月 21 日、離職日が 57 年 2 月 28 日となっていることから、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録などから、A社は、昭和 55 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間のうち、53 年 4 月 1 日から 55 年 12 月 1 日までの期間について、同社が適用事業所であったことは確認できない。

また、A社は、平成 10 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に他界しているため、申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人及び申立人が自身の後任として挙げた同僚の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 52 年 9 月 9 日に申立人の夫の被扶養者となっていることが確認できる上、国民年金被保険者名簿により、申立人は、53 年 5 月 1 日に国民年金

に任意加入し、申立期間の大半において国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 6 月 1 日までの期間及び 40 年 10 月 1 日から 41 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、私の記憶と大きく相違していることが判明した。給与から控除される厚生年金保険料が減額されるなど変更されることはなかったはずであり、両申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の事業所別被保険者名簿により、昭和 39 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が 1 万 8,000 円から 1 万 2,000 円に、40 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が 2 万 4,000 円から 2 万 2,000 円に減額されていることを確認できるものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、A社に照会したところ、申立期間に係る給与及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料は既に廃棄されており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額等について確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、A社において一緒に総務の事務を担当していた同僚として 8 人の名前を挙げているが、うち 4 人は既に他界しており、残る 4 人に照会したところ 2 人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険料の控除等

について具体的に確認できる証言及び資料は得られなかった。

加えて、A社の事業所別被保険者名簿により、昭和39年に被保険者資格を取得した者は申立人を含め41人であることが確認でき、そのうち同年10月に定時決定が行われている同僚は14人、40年10月に定時決定が行われている同僚は16人であるところ、39年又は40年の定時決定により、申立人の他に同僚3人についても標準報酬月額が減額していることなどから判断すると、標準報酬月額が減額することについて不自然さはいかがえない。

このほか、両申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。